破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３２２号
相模原市中央区相模原６丁目５番13号　ドルミサガミハラ104
破産者　阿部　勝朗
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２４号
茨城県石岡市三村4908番地
破産者　浅野　和広
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
群馬県伊勢崎市中町21番地２　メルシャン中町13
破産者　佐藤　勇美（旧姓須賀）
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７５号
埼玉県行田市大字長野5937番地２
破産者　平野　信行
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２５号
埼玉県熊谷市柿沼889番地８
破産者　芹澤　浩司
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４７号
兵庫県明石市魚住町西岡870番地　サンシャイン魚住106号、前住所兵庫県明石市魚住町中尾450番地の１
破産者　堀井　和浩
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
大阪市城東区関目５丁目６番15―701号、旧住所徳島市北沖洲４丁目13番59号
破産者　佐藤　保彦
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１号
大阪市城東区関目５丁目６番15―701号、旧住所徳島市北沖洲４丁目13番59号
破産者　佐藤千名美
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２０号
釧路市愛国西１丁目22番13号　コーポ愛国201号
破産者　佐々木勝康
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
宮城県柴田郡大河原町大谷字末広29番地１
破産者　半沢　宏重
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第２１８号
群馬県前橋市山王町１丁目10番地25
破産者　本多　芳夫
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
群馬県前橋市山王町１丁目10番地25
破産者　本多　汎子
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
群馬県安中市原市１丁目６番９号　原市第一県営住宅Ｅ―183号
破産者　清水　豊文
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３８号
群馬県多野郡上野村大字川和1005番地　都合平村営住宅Ｈ棟４号室
破産者　岡本　　基
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３９号
群馬県高崎市金古町1753番地11
破産者　岡本　知恵
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４３号
群馬県高崎市飯塚町1564番地１－５号
破産者　有野　孝美
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４４号
群馬県高崎市飯塚町1564番地１－５号
破産者　有野　良江
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４４号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目７番22号　シティハイム103号室
破産者　佐藤　春雄
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８０号
埼玉県飯能市稲荷町25番４号
破産者　岩本　徳子（旧姓小久保）
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７６号
神奈川県秦野市堀西907番地
破産者　小川　敏和
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部